



2019年4月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ク レ ハ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 豊  
コ ー ド 番 号 4 0 2 3 ( 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 長 数 井 明 生  
( T E L 0 3 - 3 2 4 9 - 4 6 5 1 )

## 当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の非更新（廃止）について

当社は、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の導入について、2007年6月27日開催の当社第94回定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただき、直近では2016年6月24日開催の当社第103回定時株主総会の決議により更新（以後、更新後の対応策を「現対応策」といいます。）しておりますが、現対応策の有効期間は2019年6月開催予定の当社第106回定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、本日開催の取締役会において、この有効期間の満了をもって現対応策を更新せず廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止する取組みとして、買収防衛策を導入、更新してまいりました。

当社は、現対応策の有効期間満了を迎えるにあたり、株主の皆様のご意見、買収防衛策に関する近時の動向や当社株主構成など、当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、慎重に検討した結果、現対応策を更新せず廃止することといたしました。

なお、当社は、現対応策の有効期間満了後も、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非について適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のため時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切に対応してまいります。

当社は、引き続き、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

以上